

税務課からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税の確定申告・町道民税の申告について

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告・町道民税の申告は、次のとおりとなっています。

1. 所得税及び復興特別所得税の還付申告の受付

- ▼受付の開始 平成26年1月20日(月) から
- ▼受付の場所 日高町役場税務課・日高総合支所地域住民課
- ▼還付申告の対象者
 - ・住宅借入金等特別控除(住宅取得控除)、医療費控除などの対象となり、源泉徴収された所得税の還付を受ける方
 - ・給与所得者、年金所得者などで源泉徴収税額の還付を受ける方

2. 所得税及び復興特別所得税の確定申告・町道民税の申告相談の日程

申告期間(平成26年2月17日から3月17日まで)

◎ 申告相談日程・会場 ◎

	場 所	期 間	受付時間
①	富川公会堂 (富川地区)	2月17日(月)から2月28日(金)まで (土曜・日曜を除く)	午前9時から 午後4時まで
②	役場 厚賀出張所 (厚賀地区)	3月3日(月)から3月5日(水)まで (土曜・日曜を除く)	午前9時から 午後4時まで
③	役場 本庁 大会議室	2月17日(月)から3月17日(月)まで (土曜・日曜を除く)	午前9時から 午後4時まで
④	日高総合支所 相談室 (日高地区)	2月17日(月)から3月17日(月)まで (土曜・日曜を除く)	午前9時から 午後5時まで

※ 日高総合支所の受付時間が前回と一部異なっております。

① 町・道民税について

年金所得者などで所得税及び復興特別所得税については納税額や還付額がない場合であっても、社会保険料控除や生命保険料控除、扶養控除、配偶者特別控除などの適用を受ける場合には、町道民税の申告が必要となりますので、上記申告期間中に申告を済ませるようお願いします。

② 扶養控除について

扶養控除の対象となる扶養親族は、納税者と生計を一にしていることが要件となります。同居していても同一世帯でない場合は、世帯の状況や仕送り状況を確認する場合があります。

③ 障害者控除について

障害者手帳等の交付を受けている場合は、手帳等、その他程度状況の分かるものが必要です。

④ 国民年金、国民年金基金、社会保険料の控除を受ける場合

日本年金機構発行の証明書、国保税等の領収額のわかるものが必要です。

⑤ 事業所得のある場合

事業所得等により申告が必要な方で町が把握している場合は、日程を調整し別途案内をしますので、備付帳簿等を持参のうえ申告をお願いします。

⑥ 所得証明書等について

公営住宅入居にかかる書類、保育料の算定などに所得証明書等が必要となったりする場合がありますが、申告をしなければ発行できません。確定申告書の税務署受付印が押印されたものが必要な場合は、返信用封筒に切手を貼り持参ください。

⑦ 軽減措置について

国民健康保険税の低所得者の方を対象とした軽減は、申告のない場合には受けられません。また、医療費の自己負担限度額が高くなる場合や、国民年金の免除申請ができない等の不利益があります。

⑧ 確定申告期における所得税納税証明書等の交付について

確定申告書を提出後に納税証明書の交付請求がされた場合、請求日の当日に交付できない場合があります。早急に納税証明書が必要な方は、確定申告書を提出すると同時に納税証明書の交付請求をするようお願い致します。

なお、申告書の控えに税務署の受付印をもらう事により、正式な控えとして利用できます。

※ご注意ください

2月17日(月)～3月5日(水)の間中は、各申告会場に職員が出向いており、必要書類なども持ち出されていますので、ご自分の居住地区の申告会場にお越しください。

○ 公的年金等を受給されているみなさまへ

平成23年分以後の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

(注1) この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

(注2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合がありますので、役場税務課におたずねください。

○ 復興特別所得税について

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額(所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

また、町・道民税の均等割税率の町民税分が3,000円→3,500円、道民税分が1,000円→1,500円となります。

○ 給与支払報告書の提出について

平成26年1月1日現在、従業員が居住する市町村ごとに、総括表を添えて提出してください。

提出期限は、平成26年1月31日となっておりますが、お早めの提出をお願い致します。

なお、給与支払報告書にかかる提出は、地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」を利用して、インターネットを通じて行うことができますのでご利用下さい。

<提出・問い合わせ先>

日高町役場 税務課 課税グループ

電話 01456-2-6184

日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ

電話 01457-6-2001